

○地すべり等防止法施行細則

昭和三十五年七月十二日
福岡県規則第七十五号

地すべり等防止法施行細則を制定し、ここに公布する。

地すべり等防止法施行細則

(趣旨)

第一条 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号。以下「法」という。)の施行については、地すべり等防止法施行令(昭和三十三年政令第百十二号。以下「令」という。)及び地すべり等防止法施行規則(昭和三十三年農林省建設省令第一号。以下「施行規則」という。)に定めるものの外、この規則の定めるところによる。

(許可の申請)

第二条 法第十八条第一項及び第四十二条第一項の規定により許可を受けようとする者は、地すべり防止区域(ぼた山崩壊防止区域)の行為許可申請書(様式第一号)に、次の各号に掲げる書類(施設又は工作物の新築、改良その他の工事の施行以外の行為については、第一号に掲げる書類を除く。)を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 設計書及び設計図
- 二 許可を受けようとする行為の場所を示す位置図
- 三 許可を受けようとする場所が他人の土地であるときは、当該土地の利害関係者の承認書
- 四 その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の許可をしたときは、その旨を文書(様式第二号)で当該申請者に通知するものとする。

(平一三規則一二・一部改正)

(許可事項の変更承認)

第三条 前条第二項の規定による許可の通知を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)が当該許可に係る事項を変更しようとするときは、地すべり防止区域(ぼた山崩壊防止区域)の行為許可事項変更承認申請書(様式第三号)を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による承認をしたときは、その旨を文書(様式第四号)によつて、当該申請者に通知するものとする。

(許可の期間)

第四条 許可の期間は、一年以内とす。

- 2 許可の期間の更新を受けようとする者は、許可の期間満了の日の一月前までに更新許可申請書(様式五号)を知事に提出しなければならない。

(許可の効力の特例)

第五条 前条第二項の規定による申請があつたときは、許可の期間満了後であつてもその申請に対する処分のある日まで、当該許可はその効力を失わない。

(住所、氏名等の変更の届出)

第六条 許可を受けた者が住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、その旨を、すみやかに、知事に届け出なければならない。

(行為の終了、廃止等の届出)

第七条 許可を受けた者は、当該許可に係る行為を廃止し、又は休止しようとするときは、地すべり防止区域(ぼた山崩壊防止区域)の制限行為、休止、廃止届書(様式第六号)を、知事に届け出なければならない。

(書類の経由)

第八条 この規則により知事に提出する書類は、国土交通大臣が指定した地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域に係るものにあつては所轄県土整備事務所の長、農林水産大臣が指定した地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域に係るものにあつては所轄農林事務所の長を経由しなければならない。

- 2 前項の書類の提出部数は、正副二部とする。

(平一三規則一二・平二一規則三九・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一三年規則第一二号)

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定、第八条第一項の改正規定中「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める部分及び様式第一号から様式第六号までの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成二一年規則第三九号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。